

令和元年度

指定工事店の新規申請をされる方へ

佐賀市では、指定工事店の申請は随時受付けをしておりますが、事務手続上、申請書提出の締切りを年3回として取り扱っています。

締切りの時期

1. 第1回 締切日 令和元年 6月28日(金)
2. 第2回 締切日 令和元年 9月27日(金)
3. 第3回 締切日 令和元年 12月27日(金)

この期間までに、必要書類を上下水道局業務課窓口へ提出してください。

指定工事店申請をして、直ちに指定工事店に登録されるわけではありません。

佐賀市で指定工事店として登録されるまでの流れは、次のとおりです。

【指定までの流れ】

(1) 申請書類審査

↓

(2) 現地調査

↓ 営業所の立地状況、工具機材の保管状況の調査等

(3) 排水設備指定工事店等審査委員会による審査

↓ 審査の結果、指定相当と認められた場合

(4) 内定通知

↓ (内定通知後、定められた期間内に指定工事店証書交付手数料2万円を納入)

(5) 佐賀市指定工事店保証金納入(①)又は佐賀市下水道工事協同組合加入(②)

(内定通知後、定められた期間内に保証金の納入)

① 佐賀市指定工事店保証金の場合 60万円

- ・ 指定工事店を辞退し、最後に施工した工事の検査後1年を経過した後返還します。

② 佐賀市下水道工事協同組合加入の場合 50万円

- ・ 出資金 10万円(脱退の時に返還)
- ・ 保証金 20万円(3カ年間重大な過失がない場合は返還)
- ・ 加入手数料 20万円

※詳細については、佐賀市下水道工事協同組合(Tel37-9788)へお尋ねください。

↓

(6) 佐賀市上下水道局業務課主催の指定前講習を受けていただきます。(事務・技術)

↓

(7) 指定・公告

- ・ 指定工事店証を交付
- ・ 指定工事店の公告

以上のような流れで事務処理いたします。

約2カ月はかかるということをご理解ください。よろしくお願いたします。

○ 受付窓口 (佐賀市上下水道局2階)

業務課 給排水設備係 Tel0952-33-1313